

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
工業用水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※資金不足が発生していない会計の「資金不足比率(%)」欄はハイフン(—)で表示